奈良県 職員に対する退職手当に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県 知 事 荒 井 正 吾

奈良県条例第三号

 \mathcal{O} 一部を次のように改正する 奈良県職員に対する退職手当に関する条例 奈良県職員に対する退職手当に関する条例 (昭和二十八年十月奈良県条例第四十号) \mathcal{O} 部を改正 す ん条例

加える。 第十条第六項中第三号を第四号とし、 第二号を第三号とし、 第 _ 号の次に次 \mathcal{O} 一号を

- その者が 次 \mathcal{O} V ずれ かに該当する場合
- T 指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法 8 律第百四十 する者として規則で定める者のいずれかに該当し、 たも 特定退職者であつて、 号 第四条第四項に規定する職業指導を行うことが 雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に かつ、 知事 が (昭和二十二年法 適当であると認 同項に規定する 当
- として規則で定める者に該当し が 行うことが 7 再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を 木 雇用 難な者であ 保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定め 適当であると認めたも つて、 同法第二十四条の二第一 \mathcal{O} か 、 つ、 知事 が 項第二号に掲げ 同項に規定する指導基準 る者に る 理 由 相 当す に照 V) る者 5 職

する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」 第十条第七項第五号中 附則に次の一項を加える。 「公共職業安定所」 \mathcal{O} 下 に 乛 職業安定法第四 [条第八 を加える。 項に 規定

につい 者に相当する者として規則で定める者に該当し、 める理由に 平成三十四年三月三十一日 に照らし ては 同項第二号中 ょ て再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項 同項中 り就職が困難な者であつて、 イ 「第二十八条まで」とある 雇用保険法第二十二条第二項に規定する厚生労働省令で定 以前に退職 した職員に対する第十条第六項の 同法第二十四条の二第一項第二号に掲げ のは か う、 「第二十八条まで及び附則第五条 知事が同項に規定する指導基 保険法第二十二条 に規定す 規定 /る職業 \mathcal{O} 適 る 用

指導を行うことが適当であると認めたも \mathcal{O} とあるのは イ 雇用

法第四 安定法第四条第四 第二項に規定する厚生労働省令で定め か 条の二第一 雇 る者を除く。 .つ、 用 应 | 条 の 知事が 険法 条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め 項に 二第一 附則 同 第五 .項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するた 規定する指導基準に照ら 項第二号に掲げる者に相当する者とし 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたも 条第 _ 項に規定す る地域 る理 L 由 て再就職を促進するため 内 に に居 より就職 住 7 が 規 か 木 「難な者 劐 つ、 で 定め 知 たも 事 12 で 8 必 る者に該 が あ に 要な職業安定 同 \mathcal{O} 9 て、 法 必要な職業 (アに掲げ 第二十 \mathcal{O} 当 同 法第 とす 应

る

附則

(施行期日)

1 この 則第三項の 条例は、 規定は 公布 0 平成三十年 日 から施行する。 -- 月一 ただし、 日 から施行する。 第十条第 Ł 項第五号 \mathcal{O} 改 正規定 及び

(経過措置)

- 2 であっ に対す 所定給付 \mathcal{O} 日 に 条例 -九年法 より という。 数を減じ \mathcal{O} 条例 \mathcal{O} て同 る退職手当に関する条例第二条に規定する職員 読み替えて適用する場合を含む。 施行 律 日 極に た 日 第百十六号) 条例第十条第一 による改 \mathcal{O} 第十条第六 上数分の 相当する日数分の 日以後であるも 正後 同 項 項 \mathcal{O} の規定を適用した場合に 項第二号に規定する所定給付日数か 奈良県職員に対 の退職手当又は同号の (第二号に係る部分に限 のに 同条第三項の退職手当の支給を受け終わ ついて適用する。 \mathcal{O} する退職手当 規定 規定 は、 おけるその者に係る同号に規定する り 退職 の例によ を に関 11 新 う。 職員 条例 す うる条例 ŋ 5 附 次 (退職 雇 同 項 則第二十二 用 項に規定 12 保 お (以下 険法 た奈良県 1 った日 て同 てする待 項 (昭 新 \mathcal{O} が 和 職員 規定 兀 期 例
- 3 職 改 正後 退職 業安定法 第四 す 条 職 る条例第十条第 職業安定法」 質員であ \mathcal{O} 公第十八 対規定に 第十条第七 0 条の二に規定する職業紹 よる改正後の職業安定法 て という。 雇用保険法等の 八 項に 項 (第 五 お 1 第四条第八項に規定する特定地方公共団 一号に係る て準用す 部を改正する法律 る場合を含む。 部分に限 介事業者 (昭和二十二年法律第百四十一号。 \mathcal{O} り 紹介によ 奈良県 (平成二十九 \mathcal{O} 規定は 職 り 職業に 員 12 年 対 就 |体又は 法 当 す 該退 る退 律第十 VI た 改正 以下 4 職員 匹 \mathcal{O} 後

後である場合について適用する。